令和７年度第１回瑞穂市障害者計画等策定委員会議事録

１　開催日時　令和７年１０月８日（水）午後１時３０分～午後３時００分

２　開催場所　ココロかさなるＣＣＮセンター５階　第１～３会議室

３　出席者

（１）委　員　１２名

玄　景華、伊藤　慎一、見吉　時夫、松田　憲児、林　善太郎、
勝　尚志、牛丸　真児、山下　千鶴、伊藤　光男、竹岡　勝美、
西脇　壮洛、羽野　健敏

（２）事務局

健康福祉部長　佐藤　彰道、福祉生活課長　古澤　秀樹
福祉生活課　杉原　昌実

（３）コンサル業者

株式会社　サーベイリサーチセンター　杉田　純一、田口　直美

４　議題

（１）計画策定の趣旨について
（２）市障がい福祉の現状報告について
（３）計画策定のスケジュールについて
（４）アンケート調査について
（５）その他

５　会議資料

計画策定の趣旨について（資料１）
障がい者数の推移（資料２）
第３期瑞穂市障がい者総合支援プラン進行管理（資料３）
計画策定スケジュールについて（資料４）
身体障害者手帳所持者用アンケート（資料５）
療育手帳所持者用アンケート（資料６）
精神保健福祉手帳所持者用アンケート（資料７）

当日配布資料

委員名簿
席次表
委嘱状

6　議事内容

司　会	本日は、ご多用の中、ご参集いただき、ありがとうございます。 席順は、名簿順になっておりますので、よろしくお願います。 会の開催の前にお願いと確認事項がございます。 恐れ入りますが、携帯電話をお持ちでしたら電源をお切りいただくかマナーモードにしていただきますようお願いします。 次に、お手元の資料、名簿のお名前の確認をお願いします。 不備な点等がございましたら、事務局までお知らせください。 本日は、会議録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。 初めに、本来であれば委嘱状を直接お渡しさせていただくべきところではございますが、時間の都合もありますので、机上にて交付とさせていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。
司　会	それでは、開会にあたりまして、本来であれば瑞穂市長　森　和之よりご挨拶申し上げるところではございますが、本日は公務により欠席のため、代理といたしまして佐藤健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。佐藤部長、お願いいたします。 （部長挨拶）
司　会	続きまして、第１回の会合ですので、委員様より、お一人ずつ、所属とお名前をお願いします。では、玄　景華委員より、時計回りの順にお願いします。 （委員自己紹介）
司　会	続きまして、事務局を紹介します。 （順に紹介、佐藤健康福祉部長、古澤課長、杉原） 本日は、瑞穂市障害者計画策定業務を委託しております株式会社　サーベイリサーチセンターの担当者が同席しますので、ご了承願います。
司　会	続きまして、本委員会の会長及び副会長を選出したいと思います。選任につきましては、「瑞穂市附属機関設置条例」第７条第２項により、委員の互選によると定められておりますので、どなたかご推薦ございますか。
A 委員	この委員会の前回の会長、副会長は誰ですか。
司　会	前回の会長は、朝日大学の玄委員、副会長は、もとす医師会の伊藤委員でした。
A 委員	前回からの流れもよく分かってみえるお二人に、お願いしてはどうでしょうか。
司　会	会長に　玄 景華（げん けいか）委員、副会長に　伊藤慎一（いとう　しんいち）委員とのご意見がありましたが、いかがでしょうか。他に、ご意見はございませんでしょうか。 他に、ご意見がないようですので、会長に　玄　景華（げんけいか）委員、副会長に　伊藤　慎一（いとうしんいち）委員にお願いするということに、賛成の方は挙手願います。

委　員	（全員挙手）
司　会	皆さんのご賛同をいただきましたので、本委員会の会長に　玄　景華委員、副会長に　伊藤　慎一委員が選任されました。玄　景華委員は会長席へ、伊藤　慎一委員は副会長席へお移りください。
司　会	では、それぞれ一言ずつ、ごあいさつをお願いします。 （会長、副会長あいさつ）
司　会	ではこれより、議題に移ります。これからの議題進行は、瑞穂市付属機関設置条例第７条第３項に従いまして会長である玄委員に議長をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。
議　長	それではご指名いただきましたので、本会議の議長を務めさせていただきます。委員会の進行には何卒ご協力をお願いいたします。それではこの会議は瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第１１条により原則公開となっております。この会議は公開としますがよろしいでしょうかと言うことで、ご賛同いただける委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございました。全員賛同ということで公開とさせていただきます。次に同要綱第１２条で会議の公開は希望するものに会議を傍聴させることになっております。まず傍聴定員を何人にするかを決めなければならないのですが、事務局から案はありますか。
事務局	定員に規定はありませんが、瑞穂市障がい者自立支援協議会でも５人としていることから５人でいかがでしょうか。 （意見なし）
議　長	特にご意見がないようなので、これから開催される会議の傍聴人の定員は５人とさせていただきます。事務局、今回の会議の傍聴人の申出はありましたでしょうか。
事務局	今回は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。
議　長	傍聴の方はないということで引き続き本委員会の会議録について審議をさせていただきます。まず事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	会議録の作成方法や確認方法につきまして、３点ほど確認させていただきます。まず、１点目は、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思います。２点目は、発言した委員の氏名を実名ではなくＡ委員、Ｂ委員、Ｃ委員というように記載させていただきたいと思います。３点目は、作成した会議録の確認方法につきまして、会長、副会長に確認をしていただき、了承を得てから、会議録として公開とさせていただきたいと思います。
議　長	ただいま事務局よりご提案がございましたが、何か委員の方からご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。 （意見なし） それでは、事務局の提案にご異議ございませんか。ご賛同いただける方は挙手願います。 （全員挙手） 異議なしと認めます。本委員会の会議録については、要点筆記とし、発

	言した委員の氏名を記載しないこととし、会議録は会長、副会長の了承を得て公開することとします。 　それでは、これから議題の方に進めていきたいと思います。それでは議事の１ということで計画策定の趣旨について、まずこれは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。
事務局	それでは、資料を元に説明させていただきます。 　資料１ページ、資料１をご覧ください。 　近年、障がいのある人の高齢化や重度化が進み、必要とされている福祉サービスが多様になっています。国では、障がいのある人が地域で安心して暮せるように、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」などの法律を整え、差別をなくし、一人ひとりの尊厳を大切にする社会を目指しています。さらに、文化や芸術活動への参加を支える法律や、視覚障がい者の読書環境を整える法律などもできていて、障がいのある人が社会に参加しやすい仕組みが広がっています。瑞穂市においても、こうした国の方針に沿って、令和６年度に「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」を一体化した「第３期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、令和６年度から令和８年度までの計画として現在取り組んでいるところです。この度の障害者計画策定委員会では、その次の計画であります第４期の瑞穂市障がい者総合支援プラン、期間としては令和９年度から令和１１年度までの計画をつくることになります。この計画の目的は、障がいのある人もない人も、安心して自分らしく暮らし、地域で支え合える社会を実現することです。第３期プランの基本理念でもあります、「心がかよい　ともに暮らせる　やさしいまちをめざして」を踏襲し、国の方針や市の状況を踏まえて、市民の代表であります本日ご出席いただきました皆様とともに、今後の取り組みを考えていくというものです。 　資料２ページをご覧ください。 　今回の「第４期瑞穂市障がい者総合支援プラン」は、国や県の方針に合わせて、市として障がいのある人への支援をどう進めていくのかをまとめた大きな計画となります。この計画には大きく分けて２つの柱があります。 １つ目は「障害者計画」と呼ばれるもので、障がいのある人の基本的な権利を守り、地域で安心して暮せるようにするための考え方や理念を示すものです。２つ目は「障害者計画・障害児福祉計画」で、実際に必要となる福祉サービスの量を見通して、どれくらい整えていくかを具体的な数値を示すものです。計画の中で、理念だけの計画ではなく、実際にどれくらいのサービスを用意するかという具体的な計画の両方を含んでいます。このような２つの計画を併せ持った、瑞穂市の障がい福祉の基本方針という位置づけになります。 　資料３ページをご覧ください。 　この計画は国の計画や県の計画ともつながっており、社会全体で障がい

	のある方を支えていく流れの中で、市としての役割を果たすものです。さらに市の中の計画で言いますと、最上位にあるのが「瑞穂市第３次総合計画」で市のまちづくり全般を方向づける基本計画があります。その下に「瑞穂市地域福祉計画」があり、福祉サービスの充実と地域住民等による相互の助け合い、支え合い活動の促進による福祉の向上に取り組む計画があります。その下に、福祉に関わる様々な計画があり、その中の一つに障がい分野に特化した、障がい者総合支援プランが位置づけられています。 お手元の資料４ページをご覧ください。 ３の計画期間は図に示している通り、令和９年度から令和１１年度までの３年間の計画となります。続きまして、４の計画の対象についてに説明いたします。プランの対象は、市内に住む手帳の有無に関わらず障がいのある人すべてです。「障がい者」とは１８歳以上の方です。「障がい児」とは１８歳未満の方を指します。 ５ページをご覧ください。 このプランをつくるにあたって、市民の声を反映させるためにアンケートを実施します。調査対象は、市内在住の身体、療育、精神の手帳をお持ちの方で、この後、１１月から１２月にかけて実施します。調査方法は、郵送配布、郵送回収方式で、前回の調査結果との比較をするため、令和４年度に実施した調査票をベースに、必要な項目を加味して作成しています。説明は以上となります。
議　長	ありがとうございました。委員の皆様方、何か質問はございませんか。
B委員	Ｐ５「アンケート調査の概要」について、調査結果は障がい者の家庭にフィードバックされたのか、それとも調査主体側だけで保存しているのか。調査結果はどのように障がい者行政に反映されるのか。
事務局	前回の調査結果のフィードバックについて、結果は第３期瑞穂市障がい者総合支援プランや市ホームページ等に掲載させていただいています。 今回の調査結果のフィードバックについて、今年度末までに取りまとめた結果を策定委員会で示しながら来年度、計画を練っていく予定です。 また、アンケート結果を市ホームページで公表する予定です。アンケート調査の用紙の中に、アンケート結果をホームページで公表することを明記したいと思います。
議　長	前回の調査結果について、調査結果を個々に対応することは難しいが、ホームページに掲載されています、「第３期障がい者総合支援プラン」の「アンケート調査の結果」で、詳しい調査結果の閲覧が可能です。（３つの障がいを取りまとめて比較、調査結果の分析、分析内容の考察)。 また、障がい者団体向けアンケート調査結果で、問題点や課題を挙げたものも閲覧可能となっています。
議　長	その他、何かご意見等ございませんか。 他にご意見がないようですので、続いての議題に移ります。 議題（２）市の障がい福祉の現状報告について事務局の説明を求めます。
事務局	資料６ページ、資料２をご覧ください。

	こちらは、市の障害者手帳をお持ちの方の推移を示しています。身体障害者手帳をお持ちの方は、平成２６年まで右肩上がりでした。この数字は、市の人口の増加と同じような推移を示していると考えられます。それ以降は、市の人口も緩やかに上がっていて、同じように身体障害者手帳所持者も緩やかに上がっています。療育手帳、精神手帳所持者は右肩上がりとなっています。 資料７ページ、資料３をご覧ください。 こちらは、第３期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理となります。第３期は令和６年度～令和８年度の計画で現在進行形の計画となっています。この計画を、瑞穂市障がい者自立支援協議会という組織で年度ごとに進行を管理しています。今日ご参加していただいている委員の皆様も、この組織に多く入っていただいています。この資料３は、令和６年度について、計画通り進められているか点検した結果になります。資料の７ページから１０ページにわたり、それぞれの分野において点検項目があり、目標数字が具体的に示されています。これから作る第４期プランにおいても、このように具体的な目標数値を作ることになります。 資料７ページ、資料３をご覧ください。１つ目の福祉施設の入所者の地域生活への移行とは、障害者支援施設からグループホーム等の地域への移行を促進していくという意味合いの計画となります。本人や保護者の現状での安心感から移行に不安があり、また移行を支援する受け皿や情報提供体制も、今後の課題となっております。３つ目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、精神障がい者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療・障がい福祉・介護、住まい・社会参加・地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組みをつくることです。瑞穂市障がい者自立支援協議会のくらし部会で協議の場を設け、各項目の課題解決に向け進めているところです。 お手元の資料８ページをご覧ください。 地域生活支援の充実とあります。地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会の場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。瑞穂市は令和５年度に地域生活支援拠点の設置が完了しています。福祉施設から一般就労への移行等とあります。こちらは、各種福祉サービス利用者が一般就労への移行を目標とするものとなります。障がい児支援の提供体制の整備等につきましては、児童発達支援に関わる事業所の確保や、障がい児支援のための協議の場の設置など、おおむね目標が達成できています。相談支援体制の充実・強化等につきまして、瑞穂市は市役所内に基幹相談支援センターを令和３年４月１日に設置しており、様々な相談に対応しています。各項目の目標もおおむね達成しています。 １０ページをご覧ください。

	障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築につきましては、自立支援審査支払システムの審査結果の共有や、県が実施するサービス事業所に対する指導監査の結果の共有については、まだ具体的な方策が示されていないため評価はできない状態です。発達障がい者等に対する支援については、現在、協議会の子ども部会の方で、ペアレントトレーニングに取り組んでいただいています。発達障がいのある子どもの保護者を対象としたトレーニングで、子どもの行動特性を理解し、肯定的なかかわり方や具体的な対応方法を身に着けるという取り組みに力を入れています。以上、市の障がい福祉の現状報告の説明を終わります。
議　長	ありがとうございました。委員の皆様方、何か質問はございませんか。
C委員	資料２について、瑞穂市の人口推移はわかるが、地域としての違い、全国平均との違い、地域の特性の違いなどがわかるといいと思います。
議　長	第３期総合支援プランでは瑞穂市の現状として人口の推移を掲載しています。障害者手帳に関しての割合については総人口に対する割合の記載はあります。さらに全国的なものが必要であれば資料に記載したいです。
事務局	第３期総合支援プランのＰ９、１０に、総人口に対する割合のグラフを掲載しています。他に比較検討するような良いグラフ等があれば、わかりやすく出していきたいと思います。
議　長	結論、全般的に瑞穂市の障害者手帳の所持率は全国平均よりやや低い傾向にあります。障がい者が少ないのか、認定する割合が少ないのかは不明ですが。
B委員	資料３のＰ１０「発達障がい者等に対する支援（子ども部会)」について 「ペアレントメンター」、「ピアサポート」の言葉の意味とは何ですか。
議　長	それらの用語解説については第３期総合支援プランのＰ１３０、１３１に掲載していますのでご確認ください。
事務局	第３期総合支援プランのＰ１１８～用語解説を掲載しています。
議　長	資料３について、全体の進行状況や令和６、７年までの流れや弱い部分が把握しやすい資料となっている。進行が不十分なところでいうと、地域包括ケアシステムは現在構築中です。
C委員	瑞穂市の発達障がい者数はどこかに掲載されているのか。
事務局	障がい福祉サービスの利用者数は把握しているが、発達障がい者数は把握できていません。障がい福祉サービスの利用者数については、市ホームページで毎年度の統計資料を公表しています。障がい福祉サービスの利用者数と金額は閲覧可能になっています。第３期総合支援プランのＰ２８には令和３～５年の計画見込み量に対する実績人数は掲載しています。令和６年のものはホームページで閲覧可能となっています。
議　長	障がい児福祉サービス計画では、いろいろなサービスの見込み量実績を掲載しています。第３期総合支援プランでの「療育、保育、教育」に関する重点項目、早期療育、保育の充実、学校教育の充実。切れ目のない支援の仕組みづくり。シームレスなサービスの実施。ヤングケアラー問題にお

	ける家族支援、サービス提供体制の確保。これらを施策の中でどうしていくかを検討したいと考えています。
議　長	その他、何かご意見等ございませんか。 他にご意見がないようですので、続いての議題に移ります。議題（３）計画策定のスケジュールについて事務局の説明を求めます。
事務局	資料１１ページ、資料４をご覧ください。 こちらの資料は、計画策定のスケジュールをまとめたものです。全体像と今後の流れについてご説明いたします。本計画は、来年度の３月の策定を目指し、今年度から約１年半かけて進めてまいります。大まかな流れとしては、現在１０月の段階は、第１回策定委員会を実施し、実態把握のための調査を実施する準備を進めているところとなります。スケジュールを年度ごとに説明いたします。令和７年度につきまして、今日の会議でアンケートに対するご意見をいただき、それを踏まえたアンケートを作成、１１月中旬～下旬にアンケートを郵送し、１２月１７日までに返送してもらう予定です。その後、アンケートの集計を行い、来年の３月に第２回策定委員会を開催し、委員の皆様方にアンケート結果をお示しさせていただきます。令和８年度の取り組みとしては、アンケート調査結果を踏まえ、いよいよ計画の中身を作成していきます。５月から１０月にかけて３回程度、策定委員会を開催し、計画策定の基本的な考え方、計画の骨子、数値目標とサービスの見込量を協議し、計画の素案を１０月ころまでに作成していく予定です。１１月の策定委員会で計画案の承認をいただき、素案について１２月頃にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からのご意見を伺います。また、同じく１２月頃に県への意見聴取も並行して行う予定です。 それらを踏まえて１月に最終調整を行い、２月の策定委員会で計画の最終承認、パブリックコメントの回答を提示させていただき、その後パブリックコメントの結果の公表を行い、３月に完成という流れを予定しています。障害者計画策定委員会は、このスケジュール全体を通じて、委員の皆様方の専門的なご意見や幅広い視点に立ったご意見が、より実効性のある、地域の実情に合った計画を策定するために不可欠です。ご協力をよろしくお願いいたします。スケジュールの説明は以上となります。
議　長	ありがとうございました。委員の皆様方、何か質問はございませんか。（質疑なし） 特にご質問がないようですので、続いての議題に移ります。議題（４）アンケート調査について事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料１２ページ、資料５をご覧ください。 こちらのアンケート案について、後ほど株式会社サーベイリサーチセンター様から説明していただく前に、前回のアンケートの集計結果について、説明させていただきます。前回の第３期瑞穂市障がい者総合支援プラン策定にあたり、障害者手帳所持者を対象に生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

	調査対象は、市内にお住まいのかたで、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、令和５年１月から令和５年２月にかけて、アンケートの郵送配布、郵送回収方式で実施しました。有効回答率は、身体障がい者が５２．７％、知的障がい者が４４．６％、精神障がい者が３９．８％でした。今回のアンケートも、前回調査と経年比較ができるよう、基本的には大きな変更は行っていないアンケートとしています。それでは、今回のアンケートについて、コンサルタント業者から説明をいただきます。 （コンサルタント業者説明）
議　長	前回調査での回答率について、精神障がい者の回答率はやや低いが、おおむね回答率は良い印象である。
C 委員	現在の設問項目で「現時点で最も困っていること」がわかるのか。 コロナに関してどのような質問を削除したのか。
事務局	「特に」という言葉をなくし、「今現在、またはこれからの将来にわたっての不安は何でしょうか」という尋ね方にするのはどうでしょうか。 コロナウイルス感染症についての質問を削除した理由について、５類に移行して大分経過しており、コロナが日常のものとして捉えられていると思われるため、「新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活で特に困っていることはどのようなことですか」という質問を削除しました。
議　長	各障がいの最後にある自由意見欄に、現在の悩みを書けるような文言に変更する方向が良いのではないでしょうか。(「現在困っていることがありましたらここにお書きください」など)。 今回のアンケートにつきましては、グループホームについての希望や実態がわかるような質問を障がいごとに追加しています。
副会長	困っていることは多岐にわたるため、集計表にまとめづらいと思います。そのため、自由意見として個別に記載してもらう形が良いと思います。
B 委員	アンケート調査について、本人が知的障がいを持っており、親御さんも軽い知的障がいを持っている場合、調査内容を把握することは難しいのではないでしょうか。このような世帯は、どのように回答したらいいでしょうか。
事務局	知的障がい者向けのアンケート調査にはルビを入れさせていただいています、障がいの程度によって内容理解が難しいことはやむを得ない部分があろうかと思いますが、本人に任意で調査に協力いただく形を取りたいと考えています。
D 委員	そのような場合、恐らく誰かが介入して支援してくれていることも多いかと思います。本人が関わっている人に「これは何。」と誰かに質問してくれる場合もあると思います。
A 委員	アンケートの回収率について、いろいろな兼ね合いで難しいが、回収率は１００％に近づければ、一番良いと思います。大事なことは、回収率はどうあれ、結果をどのように活用するかを考えることが重要だと考えます。

議　長	回答が困難な方への対応について、点字による読み書きをしておられる方が福祉生活課に連絡をしたらどう対応されますでしょうか。「回答が困難な方は福祉生活課までご連絡ください」などの文言にするのはどうでしょうか。
副会長	回答時間を１人３０分と想定すると、問い合わせをしてくる人数によっては職員の業務に支障が出るかもしれません。
事務局	アンケートを提出する意思がある方には対応したいので、記入にあたってのお願いの部分に、わからないことがありましたら福祉生活課までお問合せくださいという文言を追加してもいいと思います。点字の調査票は作成しない方向のため、その場合は口頭で質問し、一緒に進めていく形をとりたいと思います。
副会長	市役所に足を運べない、身体障がいの方や独居の方がいる場合どうしたらいいでしょうか。
事務局	電話で聞き取るなど、ご希望に沿う形で対応していきたいと思います。
C 委員	一般的な回答率はどのくらいなのでしょうか。
コンサル	一般的な調査の回答率は３０％以上あれば良い方と言われており、前回調査の回答率５０％越えは高いと言えると思います。回答率は調査方法などでも変わってくると考えられます。自治体で掲げられた数値等にどれだけ近づけられるかは工夫次第で変わってくると考えられえます。
議　長	P２０の「サービス利用状況について」、実数を書くことになっているが、数値の前に「月」表記だとわかりづらいので「一ヶ月に」というような表記に変えてはどうでしょうか。
副会長	数字の後ろに「/月」の方がわかりやすいかもしれません。
D 委員	この表記の仕方は、サービスの受給者証に合わせた形となっていて利用者にとっては、わかりやすいものになっていると思います。
副会長	外国人向けの調査については、どのように考えているでしょうか。
事務局	ネット環境では多言語対応をしているが、調査票はまだ対応していない状況です。将来的には、ネットを介してロゴフォームなどのアンケート方式で多言語対応していく方向で考えています。
事務局	その他、意見等ございましたら１０月１４日までに福祉生活課にご連絡をお願いします。その後、アンケートを修正して、会長、副会長の承認を得てアンケート実施を進めさせていただきます。
議　長	それでは、最後の議題、その他に移ります。事務局、よろしくお願いいたします。
事務局	昨年度に引き続き、障がい者文化芸術作品展を瑞穂市民センターで実施します。期間は１１月１日から１１月３日、午前１０時００分～午後４：００分までで行われます。委員様におかれましても、ぜひご覧いただけたらと思います。 第２回障害者計画策定委員会ですが、令和８年３月１８日、午後１：３０分よりココロかさなる CCN センターで予定しています。よろしくお願いいたします。

議　長	ありがとうございます。ぜひ、ご参加いただきますようお願いいたします。これにて本日の議題は、全て終了しました。本日の議長の任務を終了し、議題の進行を事務局へ返させていただきます。会議の円滑な進行にご協力いただき感謝申し上げます。次回も、委員皆様のご協力をお願いいたします。
司　会	会長を始め委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。第２回の委員会前に、事前に資料を送付させていただきますので、よろしくお願いします。お帰りの際は、交通事故等にお気をつけください。本日は、誠にありがとうございました。